

第 778 回神奈川海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 7 年 3 月 24 日（月）15 時 55 分から 17 時 15 分

場 所 神奈川県庁新庁舎 9 階「議会第 7 会議室」

議題

1 諮問事項

- （１）神奈川県資源管理方針の変更について（資料 1、1－1～1－2）
- （２）するめいか及びぶりに関する令和 7 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について（資料 2、2－1～2－3）

2 指示事項

- （１）神奈川県地先海面におけるいわしの採捕を目的とする中型まき網漁業の操業の制限について（資料 3）
- （２）横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止について（資料 4）

3 協議事項

- （１）横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕に係る承認基準について（資料 5）

4 報告事項

- （１）太平洋広域漁業調整委員会の開催結果について（資料 6）
- （２）令和 7 年 2 月の漁業取締結果について
- （３）まき餌籠の大きさ等の制限に係る委員会指示等の公報登載について（資料 7）

5 その他

- （１）その他

〔参考資料〕

- ①福島海区漁業調整委員会指示（参考資料 1）
- ②東京海区漁業調整委員会指示（参考資料 2）

〔配布資料〕

- ① 水産神奈川 第 572 号

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 青木勇、青木勝海、石橋英樹、大竹清司、小澤紳一郎、小菅君明、
小山雄輔、福本憲治、宮川均、山田正行
- 学識経験委員 鵜飼俊行、櫻本和美、玉置泰司
- 中立委員 小坪淳子
- ・ 事務局 山本事務局長、荒井事務局長代理、竹村主事、河野主事
- ・ 県水産課 原担当課長、照井 GL、相澤副技幹、芳山技師

議 事

山本事務局長

これより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は15名中14名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまから、第778回の委員会を開催します。

(櫻本会長)

本日の議題ですが、諮問事項が2件、指示事項が2件、協議事項が1件、報告事項が3件と、その他となっております。

議事に入ります前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

小山委員、玉置委員、よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

小山委員、玉置委員、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

諮問事項(1)「神奈川県資源管理方針の変更について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。

水)芳山技師

【資料1に基づき説明】

議 長

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

はい、お願いします。

福本委員

基本的に、もう少し分かりやすく言ってもらいたいのですけれども。まだ何トンとかそういうことではなくて。

水)芳山技師

はい。ぶりが特定水産資源、TAC魚種になるということなのですからけれども、ゆくゆくは数量管理を行っていくにあたって、まずは基盤を整えるという段階でございます。ですので、次の諮問事項にて本県のぶりの配分についても諮問しますが、まずは数量管理を行う魚種であるということを明記すること、数量の報告を義務化すること、そして、そうした数量管理を行う体制を確立することが最初の段階となっております。

福本委員

はい。

議 長

他に何かございますでしょうか。

青木勇委員

はい。

議 長

はい、お願いします。

青木勇委員

ぶりの定義を教えてくださいませんか。

水)芳山技師

これは大きさ問わず、標準和名「ぶり」で、俗に言う「わかし」や「いなだ」といったもの全て含まれております。

青木勇委員

大小関わらず、全て含むということ。

水) 芳山技師 議 長	はい。 他に御意見、御質問等ございますでしょうか。 特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員一同 議 長	了 承 それでは、そのように決定いたします。 続いて、諮問事項（２）「するめいか及びぶりに関する令和７管理年度における神奈川県知事管理漁獲量について」を議題とします。 資料内容等について、水産課から概要の説明をお願いいたします。
水) 芳山技師 議 長	【資料２に基づき説明】 この件につきまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。 はい、お願いします。
玉置委員	今の説明にはなかったのですが、５ページの参考の図につきまして、黒が令和５管理年度で白が令和６管理年度と書いていますけれども、黒の方が１月で終わっているの、これは逆ではないでしょうか。
水) 芳山技師 玉置委員	逆です、失礼しました。 もう１点なのですが、その上の方では白の４月が２トンとなっています。下の方を見ますと、５トンよりも少し上から白が始まっているのですけれども、累積の方が月別の最初の量より多いというのはおかしい気がするのです。
水) 芳山技師	すみません、どこかが間違っていると思うのですけれども、後ほど確認させていただきます。
玉置委員 議 長	はい、お願いします。 ありがとうございます。他に何か御意見、御質問等ございますでしょうか。 はい、お願いします。
鵜飼委員	今回ぶりが資源管理の対象になったということで委員会に諮問をしているのですが、業界に対する事前の説明というのはされているのですか。というのは、委員会で諮問されて委員会が決定してしまうと、それが錦の御旗みたいになってしまいますので、今質問も出ているように、業界がまず、こういうことの動向を知っている必要があるのではないかと思います。
水) 芳山技師 議 長	はい。 お願いします。
水) 芳山技師	ぶりのＴＡＣ魚種化については、前年、前々年からも話が進んでいる状況でございまして、水産庁のステークホルダー会合等で、国の方が主体で業者さん向けの説明などはされていると聞いております。実際、各浜で話を聞いても、スタートの今年度につきましては、皆様もぶりがＴＡＣ魚種化されるというの

を御存知のようでしたので、国の説明会等の情報で既に周知はされていると考えております。

鵜飼委員

国の説明会でも、うちの業界が出ているのですか。聞き伝えて「やるかもしれない」、あるいは「なるだろう」というのは承知されているかもしれないけれども、やはり、直接定置であれば定置の漁業者に説明をする必要はないのでしょうか。その辺をはっきりしないと、ここでいきなりトン数までやられてしまうと、今更何も言えないかと。もちろん資源管理の必要性もありますし、今後やっていかなければいけないことだとは思いますが、やはり一番は、少なくとも、浜である程度時間をかけて承知した上で委員会にかけていただきたいです。

それは大丈夫だというのであれば、業界として、浜としてもう承知していると、数量管理でいくのだということが関係漁業者の中で周知されているのであれば、我々委員会としても特段良いのですけれども、その辺が聞き伝え、あるいは「国が進めているのだからOKです」というわけにはいかないと思うのです。今キンメでも揉めていますけれども、その辺はいかがなのかなと。漁業調整とはそういうものだと思うのです。

水) 芳山技師

本件について現場の漁業者の皆さんへの説明をしっかりと果たすべきということ、おっしゃるとおりだと考えるのですけれども、まず国の会議について県内漁業者の皆さんのどなたが出席されているのかということについては、きちんと1対1で聞いたわけではないのですけれども、前に参加されたというような話は聞いたことがございます。ですので、誰も参加していないことはないと認識しております。

もう1つ、数量管理で数量が示されている中で、きちんと説明をするべきだということではあったのですけれども、今回10万1,000トンの内数という数字が示されておりますが、この10万1,000トンというのは、実は国全体の目安の数量ということになっています。先ほども申しましたとおり、特定水産資源になったとはいえ、今回はまだ漁獲可能量の上限が設定されるといった状況にはございません。まずは報告の義務化をすることと、報告体制を確立すること、この2つがこの特定水産資源化の最初の目標でございます。ですので、まずは特定水産資源になりましたということと、報告が必要ですよということ、この2つが周知されれば十分な対応というふうに考えております。

この先ステップ2、ステップ3と上がっていった、具体的な数量、漁獲可能量が設定される段階になったときには、具体的にそれがどのようなプロセスでどういうふうに決定されるのかということについて改めてきちんと、深く現場の漁業者の皆様に御説明する機会を設けたいと考えております。

原担当課長	はい。
議 長	はい、お願いします。
原担当課長	現在ぶりは、くろまぐろのように具体的な数量が示されるという状況ではございませんが、こういったT A Cですとか制約がかかるものに繋がりますので、今後、更なる周知徹底をしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。
鵜飼委員	決まってから説明されても困ってしまいますので、今この時点で各浜にどんどん説明してあげておかないと。「第2のくろまぐろ」ではないですけれども、やはり理解が得られないと、幾ら資源管理と言っても現場の認識がなければ進まないと思うので、ぜひよろしくお願いいたします。
議 長	他に御意見、御質問等はございませんか。
	私の方から確認ですが、先ほど10万1,000トンというのは国全体だということだったのですが、この根拠、10万1,000トンという数字はどこから出てきたものなのでしょうか。
水) 芳山技師	私の方の整理不足で詳しい説明はまだきちんとできないのですが、少なくとも、こうした数量の根拠となる基準となるのが、令和3年度から5年度の漁獲実績を基準にして総量10万1,000トンという数量を算定していると聞いております。
議 長	分かりました。
	それに関連して、するめいかの方のグラフがありますけれども、これも国全体ということでしょうか。
水) 芳山技師	するめいかは県内です。
議 長	これはかなりばらついてはいますが、現行水準というのは、この程度のばらつきを認めるということでしょうか。
水) 芳山技師	はい。
議 長	はい、分かりました。
	他になれば、漁業者の方には十分な説明をしていただくということを前提に、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員一同	了 承
議 長	それでは、そのように決定いたします。
	続いて、指示事項(1)「神奈川県地先海面におけるいわしの採捕を目的とする中型まき網漁業の操業の制限について」を議題とします。
	資料内容等について事務局、水産課から概要の説明をお願いいたします。
事) 竹村主事	【資料3に基づき説明】

水) 相澤副技幹

6 ページにお戻りください。知事部局の検討事項でございます。

まず、検討を要すべき事項でございますが、指示の内容が妥当であるか、また、法令などに違反抵触する内容でないかでございます。検討結果でございます。指示の内容は、操業制限区域を定めたもので、沿岸漁業者と中型まき網漁業者との漁業調整を目的としたものでございますことから、妥当なものでございます。また、連合海区漁業調整委員会の指示に抵触することなく、法令に違反・抵触する内容ではございません。

2 つ目、委員会が申請した場合に違反者に対する命令を行うことが可能か、でございます。特定の区域における操業の禁止等をしたもので、指示の内容が明確であることから、違反者に対する知事の命令を行うことは可能でございます。

次に、調整規則等、他の手法で措置すべきではないか、という点に関しましては、特定の漁業種類における特定の魚種を対象とした制限であり、この委員会指示により沿岸漁業者と中型まき網漁業者の調整が図られているため、漁業調整規則などの手法ではなく、委員会指示での措置が妥当でございます。

指示の遵守状況等について定期的な評価を行う体制が確保されているか。これにつきましては、漁業取締船による取締りや地元漁協等による監視がされており、遵守状況等の評価は可能でございます。

以上でございます。

議 長

この件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

長年懸案になっておりました中型まき網漁業の指示ラインの変更ということで、今回変更することができるようになりました。本当に、関係各位の御努力に感謝したいと思います。ありがとうございました。

それでは、本件は原案どおり委員会指示を発動することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それでは、そのように決定します。

続きまして、指示事項(2)「横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕禁止について」を議題としますが、本件は、協議事項(1)「横浜市金沢区白帆地先「金沢地区浅場」における水産動植物の採捕に係る承認基準について」とも関連しますので、一括して議題とします。

資料内容等について、事務局、水産課から概要の説明をお願いいたします。

事) 竹村主事

【資料4及び資料5に基づき説明】

水) 相澤副技幹

【資料4に基づき説明】

議 長	実質的には内容に変更はないということですが、この件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 特段ないようでしたら、本件は原案どおり委員会指示を発動することとしたいと思います。よろしいでしょうか。
委員一同	了 承
議 長	それでは、そのように決定します。 続いて、報告事項（１）「太平洋広域漁業調整委員会の開催結果について」を議題とします。 資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いいたします。
事）竹村主事	【資料６に基づき説明】
議 長	この件につきまして、何か御意見、御質問ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。 特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。
委員一同	了 承
議 長	それでは、そのように決定します。 続いて、報告事項（２）「令和７年２月の漁業取締結果について」を議題とします。 水産課から概要の説明をお願いします。
水）相澤副技幹	資料は御用意しておりません。口頭で御説明申し上げます。 委員会指示に関する、２月のたちばなの取締状況について御説明申し上げます。海ほたる周辺での採捕禁止、定置漁業の保護区域での採捕禁止、そして、金沢区の浅場での採捕禁止につきまして、いずれも違反者、違反船はございませんでした。また加えて、金沢地区の浅場に関しましては、指定区域を示すための目印のブイの設置状況について確認し、問題なく設置されていることを確認いたしました。 以上でございます。
議 長	ただいまの御報告に対しまして、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。 特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということでよろしいでしょうか。
委員一同	了 承
議 長	それでは、そのように決定します。 続いて、報告事項（３）「まき餌籠の大きさ等の制限に係る委員会指示の公

事) 竹村主事
議 長

委員一同
議 長

報登載について」を議題とします。

資料内容等について、事務局から概要の説明をお願いします。

【資料7に基づき説明】

この件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので、了承ということでよろしいでしょうか。

了 承

それでは、そのように決定します。

本日の議題は以上となりますので、これで閉会といたします。

これもちまして、第 16 期の委員会はすべて終了ということになります。皆様、本当にどうもありがとうございました。